

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬（キノクラミン等5品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集の結果について

令和8年9月10日

消費者庁

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬（キノクラミン等5品目）の残留基準の改正）について、広く国民の皆様に御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、適宜要約等の上、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和8年6月11日（木）～同年7月10日（金）
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 意見総数：46件
- 4 御意見及び御意見に対する回答：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電話：03（3507）9352

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>